

一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の共通記載事項） 第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～十三 （略） 十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となつてゐる認定投資者保護団体（当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（加入し、又は対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （取引残高報告書の交付を要しない場合） 第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四 （略） 五 有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）を行う場合 六 （略）	（契約締結前交付書面の共通記載事項） 第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～十三 （略） 十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となつてゐる認定投資者保護団体の有無（加入し、又は対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （取引残高報告書の交付を要しない場合） 第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四 （略） （新設） 五 （略）

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 （略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。次号において同じ。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ （略）

九 事故による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ 金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（ロに規定する委員会が司法書士である委員のみにより構成されている場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 （略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ （略）

（新設）

る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。
（ ）において調査され、確認されていること。

十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号ハ又は二に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第九号までに掲げる場合を除く。）。

2 前項第十号の利益は、前条第一項第一号イからホまでに掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同号ハ又は二に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十一号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けずに、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百一十一条各号

九 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号ハ又は二に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、）。

2 前項第九号の利益は、前条第一項第一号イからホまでに掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同号ハ又は二に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けずに、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百一十一条各号に掲げ

に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 証券等（証券その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。第四百四十九条の二第一号イ及び第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二（略）

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて

る事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号及び第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 証券等（証券その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者等（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二（略）

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて

、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イ（略）

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は金融商品取引業者と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券（金融商品取引業者と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ（略）

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

で、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イ（略）

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者等の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は金融商品取引業者等と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券（金融商品取引業者等と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ（略）

（新設）

イ 証券等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関（有価証券等管理業務を行う者に限る。以下この条において同じ。）に交付されること。

ロ 登録金融機関と預金又は貯金の受入れを内容とする契約を締結する個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該契約に付随した貸付けを行う契約に基づき当該個人に対し当該有価証券の対価に相当する額の全部又は一部の貸付け（一月以内に返済を受ける貸付けに限る。）を行うものであること。

二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えないこと。

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イ 有価証券の買付けの方法として、当該有価証券の種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めていること。

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した登録金融機関の預り金を累積投資預り金として他の預り

金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は登録金融機関と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することをもって定めていること。

二 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券（登録金融機関と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ 顧客から申出があつたときには解約するものであること。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び第百四十八条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び第百四十八条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

三丁五（略）

（事故の確認を要しない場合）

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七（略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。次号において同じ。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ（略）

九 事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ 所属金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（ロに規定する委員会が司法書士である委員のみにより構成されている場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会

三丁五（略）

（事故の確認を要しない場合）

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七（略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ（略）

（新設）

(金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係る所属金融商品取引業者等、金融商品仲介業者及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。))により構成されるものをいう。)において調査され、確認されていること。

十| 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき(前各号に掲げる場合を除く。)

十一| 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類、第二百八十二条第一項第一号に掲げる金融商品仲介補助簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第九号までに掲げる場合を除く。)

2 前項第十号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号又は第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、同項第十一号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十

九| 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十| 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類、第二百八十二条第一項第一号に掲げる金融商品仲介補助簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、)

2 前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号又は第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、同項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第

九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改 正 案	現 行
（情報通信の技術を利用する方法） 第十一条（略） 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。 一・二（略） 三 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。 イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。 (1) 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項	（情報通信の技術を利用する方法） 第十一条（略） 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。 一・二（略） 三 前項第一号八又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。 イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項 ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録

(2) 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 法第五条第二項（法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合にあつては、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで（の間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ（略）

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

（略）

された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ（略）

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

（略）

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十二条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一八 (略)

九 当該設立企画人が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)となつてゐる認定投資者保護団体(同法第七十九条の十一第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該投資証券募集等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称)

(事故の確認を要しない場合)

第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一三 (略)

四 認定投資者保護団体(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。)のあつせん(同法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定す

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十二条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一八 (略)

九 当該設立企画人が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)となつてゐる認定投資者保護団体(同法第七十九条の十一第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。)の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称)

(事故の確認を要しない場合)

第二百三十七条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一三 (略)

四 認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。)による和解が成立している場合

るあつせんをいう。）による和解が成立している場合 五〇七（略） 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合 イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。）が顧客を代理していること。 ロ・ハ（略） 九 特定設立企画人等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。 十 特定設立企画人等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く。） 2・3（略）	五〇七（略） 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合 イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。 ロ・ハ（略） 九 特定設立企画人等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。 十 特定設立企画人等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。） 2・3（略）
--	---

三 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改 正 案	現 行
（金融商品取引業から除かれるもの） 第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇七 （略） 七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。 (1) 次に掲げる契約に基づき対象従業員（株券の発行者である会社又はその被支配会社等（第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。以下この号において同じ。）若しくは関係会社（第七条第二項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）の従業員をいう。以下この号において同じ。）が行う買付け (i) 令第一条の三の三第五号に規定する契約（第六条第二項に規定する要件を満たすものに限る。） (ii) 第七条第一項第一号に規定する契約 (2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を	（金融商品取引業から除かれるもの） 第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇七 （略） （新設）

運用することを目的とした信託契約（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i) 対象従業員が委託者であること。

(ii) 対象従業員が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けの指図を行うこと。

(iii) 信託財産が他の対象従業員を委託者とする信託契約に係る信託財産と合同して運用されるものであること。

(iv) 信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。

ロ 当該行為がイ(1)若しくは(ii)に掲げる契約又はイ(2)に規定する信託契約を実施するためのものであること。

ハ 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、当該行為に係る業務によつて生じる損失の補てんその他の当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他の状況に照らし、イの対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

ニ 当該行為に係る業務によつて生じる利益がイの対象従業員若しくは対象従業員であつた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に帰属するものであること。

ホ イの対象従業員又はイ(2)の信託財産が当該行為に係る業務によつて生じる債務の弁済の責任を負わないものであること。

ヘ 当該行為により取得した株券に係る議決権が、イの対象従業員

員の指図に基づき行使されるものであること。

八十六 (略)

2
4 (略)

八十六 (略)

2
4 (略)

四 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）

五 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所屬長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）

六 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第一百七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第一百七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇十六 （略） 十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）

七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇五 （略） 六 当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつて<u>いる認定投資者保護団体</u>（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつて<u>いる</u>場合にあつては、その名称） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇五 （略） 六 当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつて<u>いる認定投資者保護団体</u>（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつて<u>いる</u>場合にあつては、その名称） 2 （略）

八 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第百十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 十六 （略） 十七 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第百十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 十六 （略） 十七 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 十八 （略） 2 （略）

九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一（十）（略） 十一 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項（対象事業者）に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十二号において同じ。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 2（略） （契約締結前交付書面の記載事項） 第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする	（契約締結前交付書面の記載事項） 第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一（十）（略） 十一 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 2（略） （契約締結前交付書面の記載事項） 第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする

。 一〇十一 (略) 十二 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が対象事業者となつてゐる認定投資者保護団体(金融商品取引法第七十九条の十第一項(業務廃止の届出)に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定保険契約等が当該認定投資者保護団体の認定業務の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称) 十三 (略) 2 (略)	。 一〇十一 (略) 十二 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が対象事業者となつてゐる認定投資者保護団体の有無(対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称) 十三 (略) 2 (略)
---	---

十 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百十号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 当該特定目的会社又は特定譲渡人が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該募集等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （事故の確認を要しない場合） 第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 認定投資者保護団体（金融商品取引法第七十九条の十第一項に	（契約締結前交付書面の記載事項） 第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 当該特定目的会社又は特定譲渡人が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （事故の確認を要しない場合） 第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の

規定する認定投資者保護団体をいう。）のあつせん（同法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合 五〇七（略） 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合 イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。）が顧客を代理していること。 ロ・ハ（略） 九 特定目的会社又は特定譲渡人が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。 十 特定目的会社又は特定譲渡人の代表者等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く。） 2・3（略）	十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合 五〇七（略） 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合 イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。 ロ・ハ（略） 九 特定目的会社又は特定譲渡人が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。 十 特定目的会社又は特定譲渡人の代表者等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、） 2・3（略）
--	--

十一 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 当該原委託者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該受益証券の募集等に関する契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （事故の確認を要しない場合） 第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 認定投資者保護団体（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）のあつせん（同法第七十	（契約締結前交付書面の記載事項） 第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 当該原委託者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） （事故の確認を要しない場合） 第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略） 四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつ

九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合

五・七（略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ（略）

九 原委託者の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十 原委託者の代表者等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く。）

2・3（略）

せんをいう。）による和解が成立している場合

五・七（略）

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ・ハ（略）

九 原委託者の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 原委託者の代表者等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、）

2・3（略）

十二 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改 正 案	現 行
（契約締結前交付書面の記載事項） 第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇九 （略） 十 当該信託会社が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 2 （略）	（契約締結前交付書面の記載事項） 第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一〇九 （略） 十 当該信託会社が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称） 2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2 この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項第六号、第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百条の二十五第一項第十七号、第九条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号、第十一条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号並びに第十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十号の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。